

川上村

いのち支える

自殺対策計画 第2次

平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、令和4年10月には国の自殺対策の指針である新たな自殺対策大綱が策定されました。

本計画は、こうした国の動きや自殺の実態、社会状況を踏まえ、計画期間の5年（令和7年（2025年）～令和11年（2029年））を通じて**全世代の自殺者数0**を目指します。

川上村における自殺予防対策は、
5つの基本施策と6つの施策から構成されています

基本施策**1** 地域のネットワーク構築

基本施策**2** 自殺対策を支える人材の育成

基本施策**3** 村民への啓発と周知

基本施策**4** 生きる支援に関する推進

施策1 子どもへの支援

施策2 子育て世帯への支援

施策3 生活困窮への支援

施策4 高齢者への支援

施策5 働き世代への支援

施策6 遺された人への支援

基本施策**5** 効果の進捗確認

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、村、関係団体、民間団体、企業、村民等が連携・協働・共創し、自殺予防対策を総合的に推進することが必要です。
今後とも地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■こころの相談窓口

- ・長野県精神保健福祉センター……………026-226-0280
- ・こころの健康相談統一ダイヤル……………0570-064-556
- ・よりそいホットライン……………0120-279-338

まもろうよこころ
厚生労働省ホームページ



川上村役場保健福祉課においても、公認心理師による「こころの健康相談」や、随時、保健師による「電話相談・面談・訪問支援等」を行っています。

川上村役場 保健福祉課（TEL.97-3600）